

有害鳥獣捕獲事務取扱要領

(趣旨)

第1条 野生鳥獣による農作物等の被害を防除するために実施する有害鳥獣駆除については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)及び同法施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成28年環境省告示第100号。以下「基本指針」という。)、法第4条に基づき知事が策定する鳥獣保護管理事業計画(以下「計画」という。)、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(有害鳥獣捕獲の基本的な考え方)

第2条 許可にあたっては、次の事項を基本に行うこととする。

- (1) 法の規定に基づく有害鳥獣捕獲を目的とする鳥獣捕獲許可申請は、当該鳥獣が農林水産業等に被害を与える場合又は生活環境若しくは自然環境を悪化させる場合若しくはそれらのおそれのある場合(以下「被害等」という。)において、被害防除の実施又は追い払い等によっても被害等が防止できないときにのみ行うものとする。
- (2) 生息数が少ない鳥獣の捕獲は、特に慎重に取り扱うとともに、被害等が及ぶおそれのない地域へ再放鳥獣し、生息数の確保に努めることも検討するものとする。
- (3) 特に捕獲活動において、事故・違反の生じることのないよう各方面を指導するものとする。

(捕獲許可申請書等)

第3条 鳥獣捕獲許可申請にあたっては、次の手順により実施するものとする。

- (1) 被害発生地域の代表者(町内会長、農会長等)は、駆除班の代表者(以下「班長」という。)に有害鳥獣捕獲依頼書(様式第2号)により有害鳥獣の捕獲を依頼する。
- (2) 被害発生地域の代表者から依頼を受けた班長は、依頼内容を調査の上、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書(様式第1号)(以下、「鳥獣捕獲許可申請書」という。)を作成し、前号の有害鳥獣捕獲依頼書を付して市長に提出する。
- (3) 鳥獣捕獲許可申請書には、捕獲しようとする区域を示した図面を添付する。

(捕獲許可)

第4条 鳥獣捕獲許可申請書を受理した市長は、申請内容について必要に応じて調査を行い、別表第1に定める鳥獣について別表第2の許可基準により適当と認めたときは許可し、被許可者に対して鳥獣捕獲許可証(様式第3号)を交付する。

- 2 鳥獣捕獲許可証は、規則第7条第1項第7号にかかる制限区域のものは青色、その他一般区域のものは白色とする。混在する場合は青色とする。
- 3 市長は、鳥獣捕獲許可にあたり、危険防止と捕獲における協力を得るために、関係行政機関、地元警察署、地元町内会等関係者に鳥獣捕獲許可の内容を通知する(様式第4号)。
- 4 鳥獣捕獲許可証の亡失等により鳥獣捕獲許可証の再交付申請書(様式第5号)を受理した市長は、内容審査のうえ適当と認めたときは、鳥獣捕獲許可証を再交付する。また、再交付にあたっては、再交付及び再交付年月日を余白に記入する。

(捕獲活動)

第5条 市長は、捕獲実施にあたり短期間に最大の効果をあげるよう督励するとともに、危険防止、法令違反の予防等の指導を行うものとする。

2 班長は、班を統率し、その代表者となるとともに次の任務を負うものとする。

- (1) 危険防止等に最大の注意を払うとともに、地元警察署(派出所)、関係森林管理署、地元集落、その他関係者と緊密な連絡をとること。
- (2) 駆除活動をする場合は、班員の出欠点検を行い、班員に鳥獣捕獲許可証を携帯させること。
- (3) 駆除活動後は、班員の鳥獣捕獲許可証をとりまとめ、市長へ返納する。

(報告)

第6条 班長は、鳥獣捕獲許可証の期間が満了し又はその効力が失われた場合、30日以内に市長へ返納するとともに、有害鳥獣捕獲活動報告書(様式第6号)を提出する。この場合、必要に応じて市長の捕獲確認を受けるものとする。

2 班長は四半期毎に捕獲状況について翌月の5日までに市長に報告する。

3 市長は、前項の班長からの報告に基づき、捕獲情報収集システム(環境省)における報告様式等により捕獲実績を翌月の10日までに加古川農林水産振興事務所長へ報告する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要領は、平成6年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成15年4月16日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。